

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 9

許認可等の内容		臨時保安検査
根拠法令及び条項		消防法第14の3第2項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>保安検査は、「法第10条第4項の技術上の基準」に適合しているか否かを検査するものである。</p> <p>なお、法第10条第4項の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに法第14条の3第1項（定期保安検査）に係る通知による。</p>
	参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 逐条解説消防法</li> <li>・ 危険物規制質疑応答集</li> <li>・ 危険物関係法令実例集</li> </ul>
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 （消防法第14条の3第3項の規定により保安検査については、危険物保安技術協会に委託するため、処理期間については設定できない。）</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）